

道路上空通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項ただし書き許可取扱要項

(目的)

第 1 条 本要項は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項第 4 号の規定による許可（以下「許可」という。）に関し必要な事項を定めることにより、道路の上空に設ける通路の適正な設置を図ることを目的とする。

(事前協議)

第 2 条 上空通路を設置する地域を所管する広域本部土木部長（以下「広域本部土木部長」という。）は、上空通路を設置しようとする者（以下「協議者」という。）に対して、許可申請に先立ち、その計画内容について、事前協議を求めるものとする。

(地域連絡会議の開催等)

第 3 条 地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、前項の事前協議がなされた場合、又はその他必要な場合に開催する。

- 2 広域本部土木部長は、連絡会議の開会の 7 日前までに日時、場所及び議案を関係機関に通知する。
- 3 広域本部土木部長は、連絡会議の結果を協議者へ通知する。
- 4 協議者は、連絡会議から意見が出された場合は、関係機関と個別に協議を行うものとする。
- 5 協議者は、前項の個別協議の結果を、連絡会議の事務局に報告するものとする。
- 6 広域本部土木部長は、前項の報告があった場合は、協議の結果を建築課長へ報告し、協議者へ通知するものとする。

(熊本県道路上空通路連絡協議会の開催等)

第 4 条 熊本県道路上空通路連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、連絡会議において意見が無い場合、又は前条第 6 項に規定する報告がなされ支障がないと判断された場合に開催する。

- 2 建築課長は、連絡協議会の開会の 7 日前までに日時、場所及び議案を関係機関に通知する。
- 3 建築課長は、連絡協議会での意見について広域本部土木部長及び協議者へ通知する。

(許可申請)

第 5 条 県は、上空通路の計画内容について連絡協議会で各機関が支障ないと認めた場合は、許可申請を受理することができる。

(審査基準)

第 6 条 道路の上空に設ける通路の審査基準は、別に定めるものとする。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めのない事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

この規約は、平成 30 年 11 月 26 日から施行する。